

2019年9月吉日

お客様各位

丸和貿易株式会社
経理課

消費税法改正の対応に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご承知の通り、消費税法改正により 2019年10月1日から消費税率10%となります。それに伴う弊社における消費税の取扱いに対しご案内申し上げます。

つきましては、請求書は下記お客様の締日に対し、**A(8%)・B(10%)**のそれぞれの発行となり、別紙に合計型の請求書を添付させていただきます。誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【 請求書 】

請求書締日	A (8%)	B (10%)
5日締め	9月6日～9月30日	10月1日～10月5日
10日締め	9月11日～9月30日	10月1日～10月10日
15日締め	9月16日～9月30日	10月1日～10月15日
20日締め	9月21日～9月30日	10月1日～10月20日
25日締め	9月26日～9月30日	10月1日～10月25日
未締め	9月1日～9月30日	10月1日～10月31日

※ 返品はなるべく早めに連絡いただきます様、ご協力お願いいたします。

※ ご質問等は、各担当営業までお願いいたします。

お得意先各位

2019年9月吉日

丸和貿易株式会社
営業部 北川 学

【重要】消費税率変更に関するご案内とお願い

いつもお世話になっております。

このたび消費税法が改正され、令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることとなりました。これにより、実施日以降の出荷分については新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

消費税率変更にかかる対応として以下の通りとさせていただきます。誠に恐れ入りますが何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

■ 返品伝票（不良返品・誤出荷等）

9/30までに出荷した商品は8%それ以降10%で対応させていただきます

9/30までの出荷分（増税前分）は10/4（金）で締め切り、9/30日付で赤伝処理をさせていただきます。

お客様におかれましては商品到着後、なるべく早く検品していただき速やかに弊社へご連絡いただけるようお願い申し上げます。

* それ以降で明らかな内容の場合は、消費税差額を調整処理させていただきます。

■ 帳端について

9月の売上に関しては帳端ができません。

弊社のシステムの仕様上、次月扱いとなり消費税が10%で計上してしまうため、9月は帳端ができません。

■ 取り置き・予約残・見積書について

消費税率変更前に取置、予約残、見積書をご連絡させていただいております分に関しましては10月以降の出荷となる場合は消費税10%となります。

★ご請求書に関しましては、別紙「消費税法改正の対応に関するお知らせ」をご参照ください